

自主防災組織への支援制度 よくある質問

◇自主防災組織の結成について

Q.自主防災組織を結成することが決まったら、何を提出したら良いか？

A.岡山市危機管理室に「自主防災組織 結成報告（届出）」を提出してください。

また、添付書類として「自主防災組織 防災組織規約」「自主防災組織の役割図」もあわせて提出してください。

Q.「自主防災組織 結成報告（届出）」はいつまでに提出したらいいか？

A.期限はありませんが、結成が決まりましたら早めにご提出ください。

各種助成金の交付を受けるためには、事前に「自主防災組織 結成報告（届出）」を提出しておく必要があります。

Q.「自主防災組織 結成報告（届出）」を提出したら、助成金がもらえるのか？

A.避難活動準備助成金などの助成金の種類ごとに、助成金交付申請書を提出する必要があります。

Q.複数の町内会で1つの自主防災組織を結成したい。

A.自主防災組織を共同で運営する際にも、それぞれの町内会ごとに「自主防災組織 結成報告（届出）」、「自主防災組織 防災組織規約」、「自主防災組織の役割図」を提出してください。

規約の中に、「防災活動にあたっては〇〇町内会自主防災組織及び△△町内会自主防災組織が共同して行う」などの協働条項を加え、町内の世代が変わっても受け継がれるようにすると良いでしょう。

◇避難活動準備助成金について

Q.【新規結成】10万円+(世帯数×500円)【既存団体】世帯数×500円 とあるが、この金額が必ずもらえるのか？

A.上記の金額は上限になります。助成対象となる経費が、上限額を上回る場合は上限額と同額、上限額より少ない場合は実際に支払う金額を助成します。

Q.複数の町内会で1つの自主防災組織を新たに結成した場合、助成金はいくらまで出るか？

以前から、複数の町内会で1つの自主防災組織を結成しているが、助成金はいくらまで出るか？

A.新規結成の場合、それぞれの町内会で10万円+(世帯数×500円)となります。

既存の場合、それぞれの町内会の世帯数×500円が上限となります。

手続きは、それぞれの町内会会長名で、助成金交付申請書や実績報告書を提出し、助成金の振込先も分けていただくようになります。購入物品の使用や経費の支出は共同で行っても問題ありませんが、領収書は分けて提出してください。

Q.助成金交付申請書はいつまでに提出したら良いか？

A.事業開始（資機材の購入など）の20日前までに提出してください。

助成金の対象期間は年度ごとのため、最終の提出期限は3月末日までです。

Q.物品の購入や経費の支出についての注意点は？

A.物品の購入などは町内会（自主防災組織）で行ってください。その際、必ず領収書またはレシートを保管し、実績報告書に写しを添付してください。

講師謝礼、会議室使用料など、全て領収書またはレシートが必要です。

※領収書の日付は、「助成金交付決定通知書」記載の交付決定日以降になるようにしてください。

※領収書は原則として、町内会宛て・日付・内容・金額入りのものとしてください。

Q. どのようなものが助成対象になるか？

A. 対象となる経費・具体例については、別紙【令和7年度自主防災組織等への助成制度について】を参照してください。記載されているもの以外で対象となるかどうか不明な場合は、随時ご相談ください。

Q. 助成金はいつ支払われるか？

A. 事業の完了後、助成金請求書と口座振替依頼書を提出してください。（避難活動準備助成金、学区（地区）連絡調整助成金の場合は完了前でも可）

提出後、30日以内に指定の口座に振り込みます。

詳細については、別紙【令和7年度自主防災組織等への助成制度について】を参照してください。

※事業の完了前に助成金の交付を受けた場合は、実績報告の後、過不足金の精算が必要です。

Q. 助成金を受け取る口座について。

A. 助成金を受け取りたい口座を、口座振替依頼書に記入して提出してください。

Q. 「実績報告書」はいつ提出したら良いか？

A. 助成の対象となる事業（資機材の購入や自主防災組織の年間の活動）が全て完了したら、20日以内に「実績報告書」を提出してください。事業完了の期限は3月31日です。

◇活動運営費助成金について

Q.活動運営費助成金について注意点は？

A.活動運営費助成金を受けるためには、助成区分に応じた活動を実施していただく必要があります。

○通常枠：上限 2 万円の区分については、防災訓練もしくは防災学習会を年 1 回以上開催することが条件となります。

○上乗せ部分：上限 3 万円の区分については、2 万円の区分の活動に加えて、地域の避難支援体制づくりに向けた取組もしくは避難所運営に関する活動を実施することが条件となります。

○個別避難計画作成による加算：上限 = 提出件数×3 千円の区分については、要件を満たした個別避難計画を岡山市に提出することが条件となります。

助成の対象となる経費は、防災訓練もしくは防災学習会などに使用するものだけでなく、自主防災組織の年間を通じた活動に要する経費も含まれます。

手続きの流れは、避難活動準備助成金と同様です。

ただし、助成金の請求については、事業の完了前に請求することはできません。

◇地域防災マップ作成助成金について

Q.地域防災マップ作成助成金について注意点は？

A.実績報告書に完成した地域防災マップを添付することが必要です。

地域防災マップの作成や印刷は、町内会で行っていただき、かかった経費を助成します（上限額 3 万円）。

手続きの流れは、避難活動準備助成金と同様です。

ただし、助成金の請求については、事業の完了前に請求することはできません。

◇その他

Q.避難活動準備助成金・活動運営費助成金・地域防災マップ作成助成金は複数申請することができますか？

A.できます。

手続きは、それぞれの助成金ごとに申請書類を提出することになります。

Q.防災資機材収納庫について

A.防災資機材収納庫を屋外に設置する際には、建築確認が必要な場合があります。

(参考：小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて)

また、町内会所有の土地では無い場合は、土地所有者の同意書の写し、又は設置許可書の写しなどの提出が必要になります。